本学における動物実験は、動物の愛護及び管理に関する法律、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針及び動物の処分方法に関する指針に定めるもののほか、本学動物実験規程に基づき、行っております。

2026.7.1

Ⅰ　動物実験倫理審査会

委員構成：

	職名	人数	カテゴリー
委員長	副学長	1名	③
委　員	学部長	1名	①
委　員	ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ学科長	1名	③
委　員	看護学科長	1名	③
委　員	専任教員	1名	②
委　員	専任教員	2名	①
委員(学外)	学外委員	1名	②

①動物実験等に関して優れた識見を有する者
②実験動物に関して優れた識見を有する者
③その他、学識経験を有する者

動物実験を適正に実施するため、動物実験倫理審査会を置き、以下のことを審議します。
・動物実験計画が法律等及びこの規程に適合していることの審議
・動物実験計画の実施状況及び結果に関すること
・施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること
・動物実験等及び実験動物の適正な取扱い並びに法律等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること
・自己点検・評価に関すること
・その他動物実験等の適正な実施のために必要な事項

Ⅱ施設の情報

（機関の長によって承認された飼養保管施設の総数並びに主要な飼養保管施設の名称）

飼養保管施設の総数：1

主要な飼養保管施設の名称：福井医療大学動物実験室

Ⅲ　教育訓練

本学では実験責任者、実験従事者及び飼養者に対し、以下の教育訓練を行わせます。
・法律等及び本学の定める規程等
・動物実験等の方法に関する基本的事項
・実験動物の飼養保管に関する基本的事項
・安全確保及び安全管理に関する事項
・その他適切な動物実験等の実施に関する事項

直近の教育訓練実施日：2026年4月13日～20日

訓練参加者：9名

研修内容
・動物実験と社会の関わり
・動愛法、基準、指針、ガイドラインおよび福井医療大学動物実験規定の関係図
・本学における動物実験手続き
・動物実験をめぐる近年の動向

Ⅳ　実験計画書年間承認件数
2025 年度　2 件

Ⅴ　実験動物の飼養保管状況
2025 年度　使用数　ラット 41、マウス 97